

ID: 12

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市個人情報保護条例 第31条		
例規番号	平成11年条例第2号		
【基準】 第31条の規定による。 第31条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 14

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	指定の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第14号		
<p>【基準】 第10条の規定による。 (指定の取消し等)</p> <p>第10条 市長等は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて当該公の施設の管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。この場合において、指定管理者に損害が生じることがあっても、市長等はその賠償の責めを負わない。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	手数料の徴収		
例規名 根拠条項	真岡市手数料徴収条例 第1条		
例規番号	昭和29年条例第38号		
<p>【基準】</p> <p>第1条、第2条、第5条及び第6条の規定による。</p> <p>第1条 本市は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第227条の規定により特定の者のためにする事務につき、法令又は他に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところにより手数料を徴収する。</p> <p>第2条 手数料を徴収する事務及び金額は、別表のとおりとする。</p> <p>2 前項の事務に関して、数人又は数事項を一括して1通の証明を請求するときは、1人一事項ごとにこれを1件とし、その件数に応じて手数料を徴収する。</p> <p>第5条 手数料は、閲覧、照合、証明及び謄本若しくは抄本の申請又は交付の際これを徴収する。</p> <p>第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 本市住民にして現に官公署の救助を受くるもの及び市長において手数料を納める資力がないと認めるもの</p> <p>(2) 官公署から請求のあったもの</p> <p>(3) 法令の規定により、無料で取り扱いしなければならないもの</p> <p>(4) 前3号に規定するもののほか、市長が特に免除する必要があると認めたもの</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 20

担当部署: 総務部 総務課

処分の概要	過料		
例規名 根拠条項	真岡市手数料徴収条例 第7条		
例規番号	昭和29年条例第38号		
【基準】 第7条の規定による。 第7条 詐欺その他不正の行為により、手数料の徴収を免れた者に対しては、その免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日